

本人からの請求等への対応

<問合せ窓口の設置>

第13条

- ① 個人情報総括管理責任者は、第9条に従い取得した個人情報の取扱に関する本人からの問合せ（苦情を含む）の申出先（本規定において「問合せ窓口」という。）を設置しなければならない。
- ② 個人情報管理責任者は、前項に基づいて設置された問合せ窓口を、本人の知り得る状態に置かなければならない。
- ③ 個人情報管理責任者は、保有する個人情報の取扱について、本人からの問合せ（苦情を含む）を受けたときは遅滞なく内容を確認し、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。
- ④ 各医療機関の問合せ窓口は以下とする

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 日本鋼管病院 | こうかん会 事務局 総務室 |
| 2. こうかんクリニック | こうかん会 事務局 総務室 |
| 3. 水江診療所（京浜保険センター） | 水江診療所 事務室 |
| 4. こうかん訪問看護ステーション | こうかん訪問看護ステーション 事務担当 |